

佐賀県告示第百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年四月二十六日から平成二十三年五月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区	間
県道 相知山内線	武雄市若木町大字本部字新ケ江二五八五番一地先から武雄市山内町大字鳥海字古子一〇一六七番一地先まで	武雄市若木町大字本部字新ケ江二五八五番一地先から武雄市山内町大字鳥海字古子一〇一六七番一地先まで
	前	後
	幅員 メートル	延長 メートル
	四九・八 五・一	五一・三 五・五
	七、 一一四・五	七、 一一〇・二